

現行の訪問介護の基準・報酬

1. 指定基準

〔人員基準〕

①訪問介護員等：常勤換算法で2.5人以上

※訪問介護員＝介護福祉士又はホームヘルパー1～3級

②サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等で専ら指定訪問介護の職務に従事する者のうちから事業の規模に応じて1人以上

※以下のいずれかを満たす人数を置く。

- ・事業所の月間延べサービス提供時間が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ・訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

③管理者：事業所ごとに常勤専従 1名

※ 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事できる。

〔設備基準〕：事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2. 介護報酬

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
身体介護中心型	231単位	402単位	584単位に30分を増すごとに83単位を加算
生活援助中心型	—	208単位	291単位に30分を増すごとに83単位を加算
通院等乗降介助	通院等のための乗車又は降車の介助 1回100単位		

（参考）法律上の定義

○介護保険法（改正前）

第7条（略）

6 この法律において「訪問介護」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であつて、居宅（略）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者等」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について

(平成12年3月17日・老計第10号)
(一部改正/平成15年3月19日・老計発第0319001号・老振発第0319001号)

訪問介護の介護報酬については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、その具体的な取扱いをお示ししているところであるが、今般、別紙の通り、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れを例示したので、訪問介護計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際の参考として活用されたい。

なお、「サービス準備・記録」は、あくまでも身体介護又は生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、サービスに要する費用の額の算定にあたっては、この行為だけをもってして「身体介護」又は「生活援助」の一つの単独行為として取り扱わないよう留意されたい。

また、今回示した個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者サービスを提供する際には、当然、利用者個々の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることを念のため申し添える。

(別紙)

1 身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、②利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。（仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要となる行為であるということができる。）

※ 例えば入浴や整容などの行為そのものは、たとえ介護を要する状態等が解消されても日常生活上必要な行為であるが、要介護状態が解消された場合、これらを「介助」する行為は不要となる。同様に、「特段の専門的配慮をもって行う調理」についても、調理そのものは必要な行為であるが、この場合も要介護状態が解消されたならば、流動食等の「特段の専門的配慮」は不要となる。

1-0 サービス準備・記録等

サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

1-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック

1-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等

1-0-3 相談援助、情報収集・提供

1-0-4 サービス提供後の記録等

1-1 排泄・食事介助

1-1-1 排泄介助

1-1-1-1 トイレ利用

- トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動（見守りを含む）→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作
- （場合により）失禁・失敗への対応（汚れた衣服の処理，陰部・臀部の清潔介助，便器等の簡単な清掃を含む）

1-1-1-2 ポータブルトイレ利用

- 安全確認→声かけ・説明→環境整備（防水シートを敷く，衝立を立てる，ポータブルトイレを適切な位置に置くなど）→立位をとり脱衣（失禁の確認）→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り，安楽な姿勢の確保→ポータブルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作
- （場合により）失禁・失敗への対応（汚れた衣服の処理，陰部・臀部の清潔介助）

1-1-1-3 おむつ交換

- 声かけ・説明→物品準備（湯・タオル・ティッシュペーパー等）→新しいおむつの準備→脱衣（おむつを開く→尿パットをとる）→陰部・臀部洗浄（皮膚の状態などの観察，パッシング，乾燥）→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作
- （場合により）おむつから漏れて汚れたりネン等の交換

○（必要に応じ）水分補給

1-1-2 食事介助

- 声かけ・説明（覚醒確認）→安全確認（誤飲兆候の観察）→ヘルパー自身の清潔動作→準備（利用者の手洗い，排泄，エプロン・タオル・おしぼりなどの物品準備）→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保（ベッド上での座位保持を含む）→配膳→メニュー・材料の説明→摂食介助（おかずをきざむ・つぶす，吹い口で水分を補給するなどを含む）→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末（エプロン・タオルなどの後始末，下膳，残滓の処理，食器洗い）→ヘルパー自身の清潔動作

1-1-3 特段の専門的配慮をもって行う調

理

- 嚥下困難者のための流動食等の調理

1-2 清拭・入浴，身体整容

1-2-1 清拭（全身清拭）

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオル・着替えなど）→声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下肢脱衣→下肢の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下肢着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-2 部分浴

1-2-2-1 手浴及び足浴

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-2-2 洗髪

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-3 全身浴

- 安全確認（浴室での安全）→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備（タオル・着替えなど）→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪の乾燥，整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度，清潔動作

1-2-4 洗面等

- 洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保→物品準備（歯ブラシ，歯磨き粉，ガーゼなど）→洗面用具準備→洗面（タオルで顔を拭く，歯磨き見守り・介助，うがい見守り・介助）→居室

への移動（見守りを含む）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-5 身体整容（日常的な行為としての身体整容）

○声かけ・説明→鏡台等への移動（見守りを含む）→座位確保→物品の準備→整容（手足の爪きり，耳そうじ，髭の手入れ，髪の手入れ，簡単な化粧）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-6 更衣介助

○声かけ・説明→着替えの準備（寝間着・下着・外出着・靴下等）→上半身脱衣→上半身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ→スリッパや靴を履かせる

1-3 体位変換，移動・移乗介助，外出介助

1-3-1 体位変換

○声かけ，説明→体位変換（仰臥位から側臥位，側臥位から仰臥位）→良肢位の確保（腰・肩をひく等）→安楽な姿勢の保持（布団・バットなどあて物をする等）→確認（安楽なのか，めまいはないのかなど）

1-3-2 移乗・移動介助

1-3-2-1 移乗

○車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保（後ろにひく，ずれを防ぐためあて物をするなど）→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認

○その他の補装具（歩行器，杖）の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認

1-3-2-2 移動

○安全移動のための通路の確保（廊下・居室内等）→声かけ・説明→移動（車いすを押す，歩行器に手をかける，手を引くなど）→気分の確認

1-3-3 通院・外出介助

○声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き

○（場合により）院内の移動等の介助

1-4 起床及び就寝介助

1-4-1 起床・就寝介助

1-4-1-1 起床介助

○声かけ・説明（覚醒確認）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動（両手を引いて介助）→気分の確認

○（場合により）布団をたたみ押入に入れる

1-4-1-2 就寝介助

○声かけ・説明→準備（シーツのしわをのばし食べかすやほこりをはらう，布団やベッド上のものを片づける等）→ベッドへの移動（両手を引いて介助）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認（掛け物を気温によって調整する等）→気分の確認

○（場合により）布団を敷く

1-5 服薬介助

○水の準備→配剤された薬をテーブルの上に出し，確認（飲み忘れないようにする）→本人が薬を飲むのを手伝う→後かたづけ，確認

1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援，ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

○利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ，疲労の確認を含む）

○入浴，更衣等の見守り（必要に応じて行う介助，転倒予防のための声かけ，気分の確認などを含む）

○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）

○移動時，転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで，事故がないように常に見守る）

○車イスでの移動介助を行って店に行き，本人が自ら品物を選べるよう援助

○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに，転倒予防等のための見守り・声かけを行う。

○痴呆性の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより生活歴の喚起を促す。

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。）

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

- 2-0-1 健康チェック
利用者の安否確認、顔色等のチェック
- 2-0-2 環境整備
換気、室温・日あたりの調整等
- 2-0-3 相談援助、情報収集・提供
- 2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

- 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ゴミ出し
- 準備・後片づけ

2-2 洗濯

- 洗濯機または手洗いによる洗濯
- 洗濯物の乾燥（物干し）
- 洗濯物の取り入れと収納
- アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

- 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

- 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
- 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳

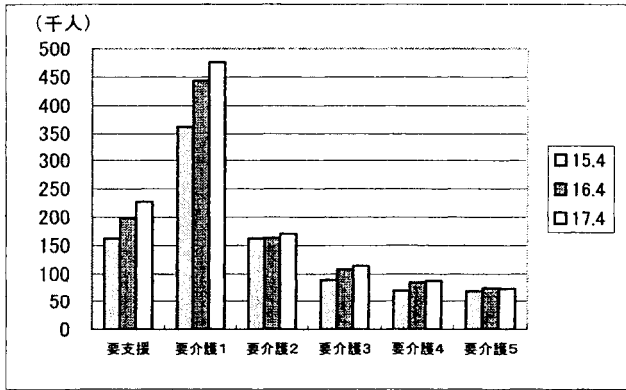
- 配膳、後片づけのみ
- 一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

- 日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）
- 薬の受け取り

訪問介護の動向（平成17年4月サービス分）

1. 受給者の動向

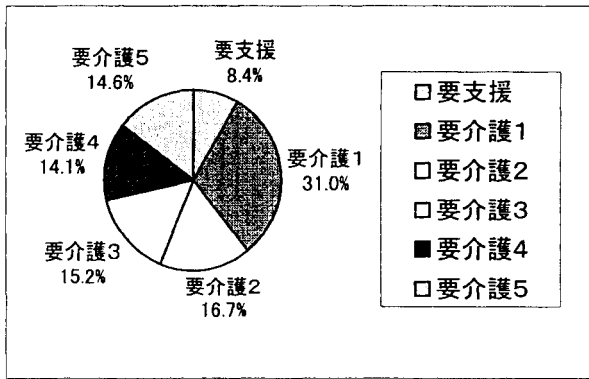


		(千人)						
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
15.4		161.9	361.8	162.4	90.2	70.5	69.5	916.2
		17.7%	39.5%	17.7%	9.8%	7.7%	7.6%	100.0%
16.4		198.5	443.7	163.0	108.7	85.6	75.3	1,074.7
		18.5%	41.3%	15.2%	10.1%	8.0%	7.0%	100.0%
17.4		227.3	476.0	170.1	115.1	88.0	73.9	1,150.4
		19.8%	41.4%	14.8%	10.0%	7.6%	6.4%	100.0%
要支援 +要介護 1		703.3(61.1%)						

※伸び率（平成17年4月と平成16年4月を比較したもの）

	14.5%	7.3%	4.4%	5.9%	2.8%	-1.9%	7.0%
--	-------	------	------	------	------	-------	------

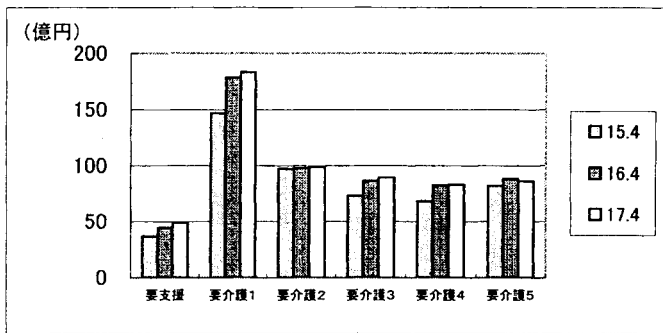
2. 給付費の動向



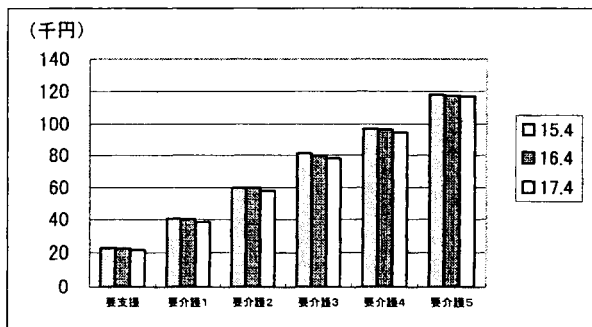
年月	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
15.4	3,685	14,672	9,723	7,312	6,841	8,198	50,431
	7.3%	29.1%	19.3%	14.5%	13.6%	16.3%	100.0%
16.4	4,477	17,840	9,786	8,679	8,260	8,839	57,881
	7.7%	30.8%	16.9%	15.0%	14.3%	15.3%	100.0%
17.4	4,930	18,301	9,884	8,964	8,312	8,647	59,038
	8.4%	31.0%	16.7%	15.2%	14.1%	14.6%	100.0%
要支援 +要介護 1		23,231(39.3%)					

※伸び率（平成17年4月と平成16年4月を比較したもの）

	10.1%	2.6%	1.0%	3.3%	0.6%	-2.2%	2.0%
--	-------	------	------	------	------	-------	------



○要介護度別一人当たりの費用額



		(千円)						
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計(平均)
15.4		22.8	40.6	59.9	81.1	97.0	118.0	55.0
16.4		22.6	40.2	60.1	79.8	96.5	117.3	53.9
17.4		21.7	38.4	58.1	77.9	94.5	116.9	51.3

※伸び率（平成17年4月と平成16年4月を比較したもの）

	-4.0%	-4.5%	-3.3%	-2.4%	-2.1%	-0.3%	-4.8%
--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

3. 事業者関係

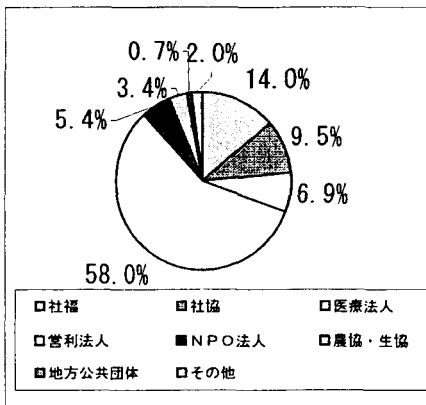
○請求事業者数、1事業者当たりの平均件数・平均費用額の推移

年月	事業者数 (千カ所)	平均件数	平均費用額 (千円)
15.4	17.2	57.5	2,940
16.4	20.5	56.5	2,827
17.4	23.7	52.4	2,496

※伸び率（平成17年4月と平成16年4月を比較したもの）

	15.6%	-7.3%	-11.7%
--	-------	-------	--------

○事業者の設置主体別の割合



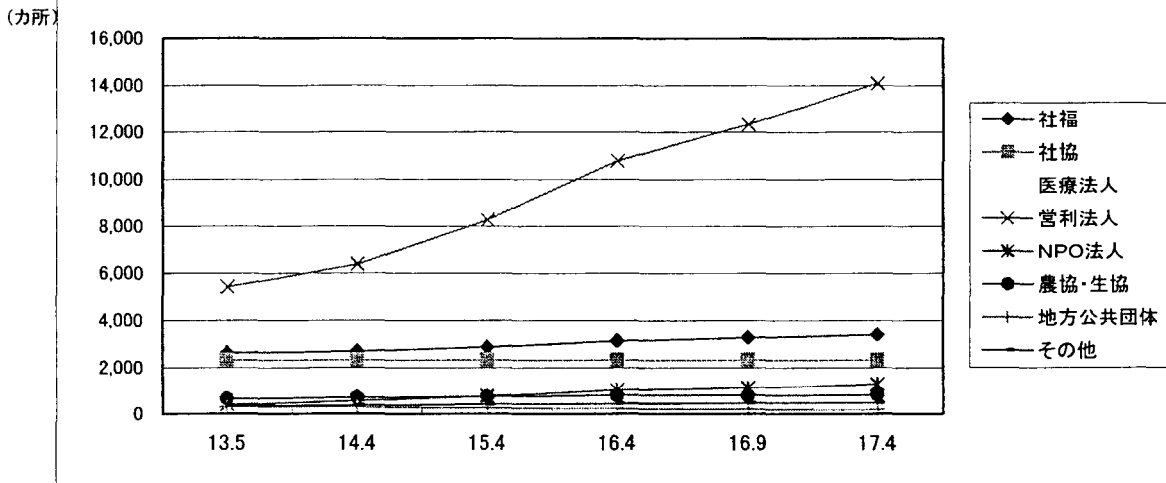
	社福	社協	医療法人	営利法人	NPO法人	農協・生協	地方公共団体	その他	計
13.5	2,634	2,338	1,359	5,447	414	657	291	349	13,489
14.4	2,703	2,327	1,403	6,384	559	714	282	367	14,739
15.4	2,879	2,335	1,462	8,281	777	757	256	430	17,177
16.4	3,146	2,330	1,566	10,802	1,036	801	227	450	20,358
16.9	3,280	2,337	1,629	12,349	1,131	812	207	472	22,217
17.4	3,410	2,322	1,669	14,111	1,303	835	176	490	24,316

※その他は社団、財団、その他法人の合計
※WAM-NETベース

※伸び率（平成17年4月と平成16年4月を比較したもの）

	8.4%	-0.3%	6.6%	30.6%	25.8%	4.2%	-22.5%	8.9%	19.4%
--	------	-------	------	-------	-------	------	--------	------	-------

○事業者の設置主体別の推移



通院等の乗降介助の請求状況

1. 要介護度別にみた請求回数 (千回)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
16年4月	306.9 (62%)	108.5 (22%)	54.2 (11%)	21.1 (4%)	8.1 (2%)	498.7 (100%)
17年4月	400.5 (61%)	141.6 (22%)	72.3 (11%)	30.6 (5%)	10.8 (2%)	655.8 (100%)

32%増

資料:「介護給付費実態調査月報」(平成17年4月サービス分)

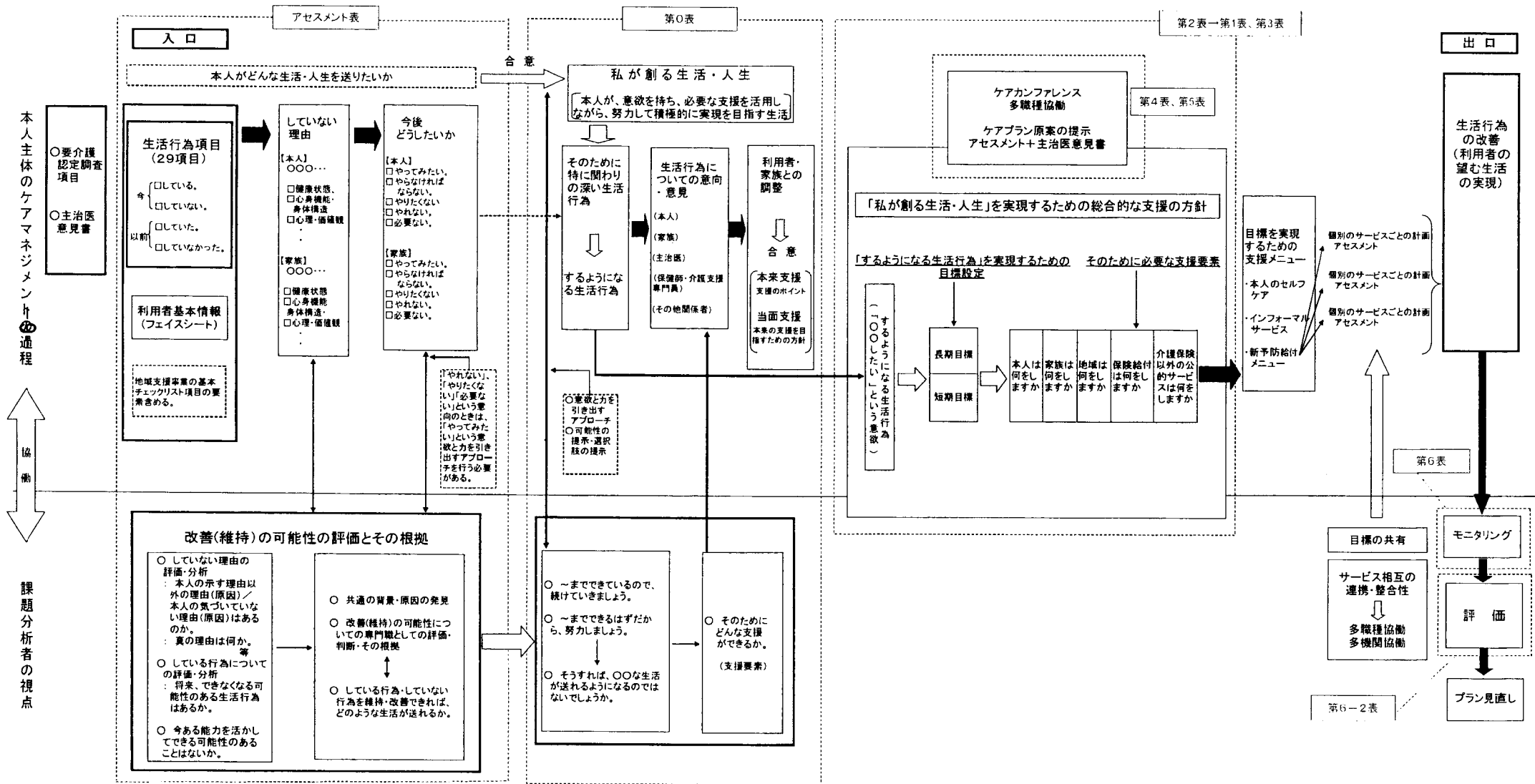
2. 請求事業所数、請求費用額等

	請求事業所数	請求回数 (延べ利用者数)	請求費用額	訪問介護全体の請求額
16年4月	3,286事業所	49.9万回	約5.0億円	約579億円
17年4月	4,272事業所 (77%増)	65.6万回 (32%増)	約6.6億円 (32%増)	約590億円 (2%増)

資料:「介護給付費実態調査月報」(平成17年4月サービス分)

(注)事業所数は「通院等乗降介助」と「身体介護」を請求している事業所も計上している。

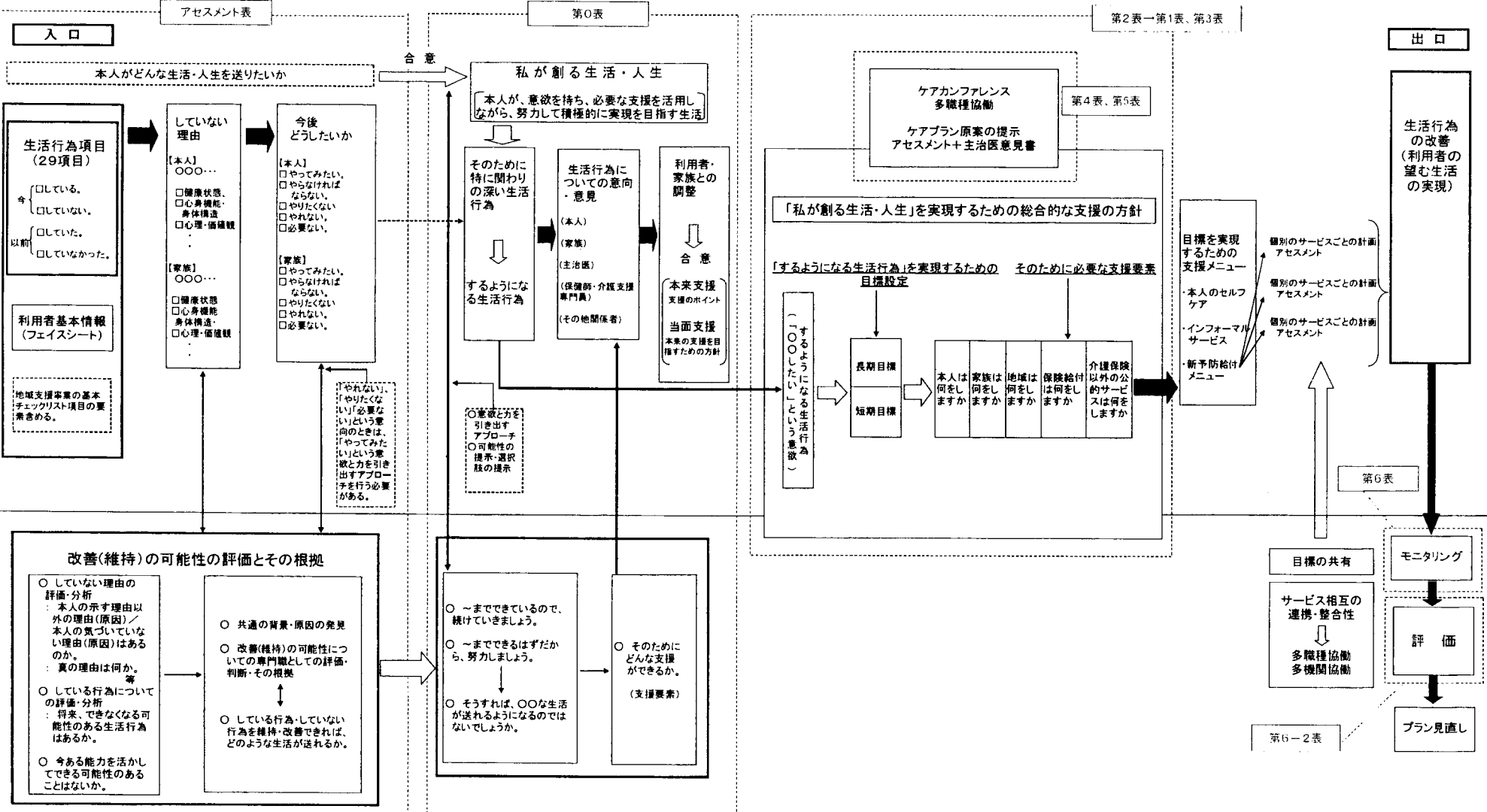
アセスメント・ケアプランの構造(案)



本人主体のケアマネジメントの過程

協働

課題分析者の視点



得意なところ、強いところと一緒に探してみましょう

質問する生活行為	
1	定期的に入浴、又はシャワーで身体を清潔にしている。
2	肌や顔、歯、爪などを手入れして、きれいにしている。
3	トイレをきちんと自分で済ませている。
4	場面や天気、季節にあわせて着るものや履き物などを着用している。
5	健康のために食事や運動、休養などに気を付けたり、検診を受けている。
6	薬を飲み忘れず、管理している。
7	日常に必要な品物を自分で選んで買っている。
8	自分や他人のために、献立を考え、食材をそろえ、調理、配膳をしている。
9	家の掃除、ゴミ捨て、洗濯を行っている。
10	簡単な家の修理や電球の交換、植物の水やり、ペットの世話をしている。
11	家族や友人のことを心配したり、相談にのっている。
12	同僚、友人、近所の人と良好な関係をつくり、保っている。
13	良好な親子、兄弟、親類関係をつくり、保っている。
14	良好な夫婦関係をつくり、保っている。
15	仕事を続けている。(自営業の店番、田んぼの見回りなどを含む)
16	ボランティアや奉仕活動など人の役に立つことをしている。
17	預貯金の出し入れを行っている。
18	友人を招いたり、友人の家を訪問している。
19	趣味や楽しみがあり、続けている。
20	候補者を決め、投票している。
21	家族、友人などと会話している。
22	家族、友人などと連絡するために、手紙やメールを出している。
23	家族、友人などと電話で話している。
24	自宅内を円滑に歩行している。(杖なし、杖あり、車イス)
25	自宅以外の屋内を円滑に歩行している。(杖なし、杖あり、車イス)
26	屋外を円滑に歩行している。(杖なし、杖あり、車イス)
27	移動のために、バスや電車、他人が運転する自動車などを使っている。
28	自分で自動車や自転車などを使って、移動している。
29	日常生活に関する内容については自分で決めている。

得意なところ、強いところと一緒に探してみましょう

生活行為	生活行為の現状など	今はしていない理由	今後どうしたいですか	背景・原因の分析と改善(維持)の可能性の評価		メモ 〔関連し合う生活行為に 共通する背景・原因等〕
				背景・原因の分析	今後の改善(維持)の可能性の評価とその根拠 (できなくなる可能性についての評価と根拠を含む)	
1 定期的に入浴、又はシャワーで身体を清潔にしている。	自分でしていますか ((本家人族)) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ このことについて何らかの支援を受けていますか ----- 以前はどうしていましたが ((本家人族)) <input type="checkbox"/> 自分でしていた <input type="checkbox"/> 自分ではしてなかった このことについて何らかの支援を受けていましたか ----- 特記事項	【本人】 [理由] [分類] <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 心身機能・身体構造 <input type="checkbox"/> 心理・価値観・習慣 <input type="checkbox"/> 物的環境 <input type="checkbox"/> 人的環境(代行者がいる等) <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> その他 【家族】 [理由] [分類] <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 心身機能・身体構造 <input type="checkbox"/> 心理・価値観・習慣 <input type="checkbox"/> 物的環境 <input type="checkbox"/> 人的環境(代行者がいる等) <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> その他	((本家人族)) <input type="checkbox"/> やってみたい <input type="checkbox"/> やらなければならない <input type="checkbox"/> やりたくない <input type="checkbox"/> やれない <input type="checkbox"/> 必要がない (理由) (本人) (家族)	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 心身機能・身体構造 <input type="checkbox"/> 心理・価値観・習慣 <input type="checkbox"/> 物的環境 <input type="checkbox"/> 人的環境(代行者がいる等) <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> その他		

私が創る生活・人生 (目指す生活・人生) (本人が意欲を持ち、必要な支援を活用しながら、努力して積極的に実現を目指す生活)	1日の生活	
	1週間又は1ヶ月程度の単位での生活	
	もっと長い(半年、1年程度)生活	



私が創る生活・人生の実現のために特に関わりの深い生活行為		ケアプランを作成するための分析			
		本来の支援		当面(本来の支援ができない場合)の支援	
(1) -12- するようになる生活行為	(2) (1)についての意向・意見	(3) 支援のポイント(生活不活発病の改善・予防の要点)	(4) 支援要素	(5) 当面(本来の支援ができない場合)の支援要素	(6) 本来の支援を目指すための今後の方針
	(本人)		(本人)		
	(家族)		(家族)		
	(主治医)		(地域)		
	(保健師・介護支援専門員)		(介護保険のサービス)		
	(その他関係者)		(介護保険以外の公的サービス)		
	(本人)		(本人)		
	(家族)		(家族)		
	(主治医)		(地域)		
	(保健師・介護支援専門員)		(介護保険のサービス)		
	(その他関係者)		(介護保険以外の公的サービス)		

(注) (2)について新規の場合は「主治医」と「その他関係者」の欄には記入されない場合もある

第 1 表

居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書 (1) (案)

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 殿 生年月日 年 月 日 住所

サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地

サービス計画作成(変更)日 年 月 日 初回サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

要介護状態区分 要支援1 ・ 要支援2 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向

「私が創る生活・人生」

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

「私が創る生活・人生」を実現するための総合的な支援の方針

地域包括支援センター確認欄 (予防給付のみ)

(利用者による同意欄)
私は、この居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(第1表、第2表)、週間支援計画表(第3表)について同意いたします。

氏名 印

居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書 (2) (案)

利用者名 _____ 殿

作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

するようになる生活行為	「するようになる生活行為」を実現するための目標				支 援 内 容				
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	支援内容	サービス種別	支援提供事業所等	頻度	期間
.....	(本人)
					(家族)
					(地域)
					(介護保険のサービス)
					(介護保険以外の公的サービス)
.....	(本人)
					(家族)
					(地域)
					(介護保険のサービス)
					(介護保険以外の公的サービス)

- ※1 「長期目標」は、このケアプラン終了までの目標であり、「短期目標」は、長期目標を達成するための段階的な目標を記入する。
- ※2 「支援内容」については、本人（セルフケア）、家族、地域、保険給付、介護保険以外の公的サービスに区分し、それぞれどのような支援を行うかを具体的に明記する。
- ※3 「サービス種別」については、支援内容を適切に提供できるサービスの種別を具体的に記入する。
- ※4 「支援提供事業所等」については、サービス種別に書かれたサービスを提供する事業所等を記入する。なお、家族の行う支援内容については、具体的に誰が中心となるかを記入する。

第 3 表

週 間 支 援 計 画 表 (案)

利用者名 _____ 殿

年 _____ 月分より

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4 : 00								
	6 : 00								
早朝	8 : 00								
	10 : 00								
午前	12 : 00								
	14 : 00								
午後	16 : 00								
	18 : 00								
夜間	20 : 00								
	22 : 00								
深夜	24 : 00								
	2 : 00								
夜	4 : 00								

週単位以外の支援	
----------	--

第6-2表

居宅サービス計画・介護予防サービス計画
評価表(案)

利用者名 _____ 殿

サービス計画作成者氏名 _____

-16-

評価年月日	短期目標の内容	設定期間	目標の到達度	目標到達しない場合の理由	今後の方針

地域包括支援センター意見	(コメント)	(今後の方針欄) <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> プランの要変更 <input type="checkbox"/> 介護給付での対応が望ましい <input type="checkbox"/> 地域支援事業での対応が望ましい <input type="checkbox"/> 自立のため給付の必要なし
--------------	--------	--